

境港市建設工事等郵便入札実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）、工事に係る測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務の入札を郵便による入札（<u>持参も含む</u>。以下「郵便入札」という。）により執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入札書等の提出方法)</p> <p>第2条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に定める提出書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 入札書</p> <p>(2) 工事（業務）費内訳書</p> <p>(3) <u>総合評価入札の場合は、境港市建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）試行要領（平成27年10月1日施行）第6条に定める書類</u></p> <p>(4) 共同企業体の場合は、それに伴う提出書類</p> <p>(5) そのほか案件ごとに公告等に定める書類</p> <p>2 入札参加者は、次に定める方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するように入札書等を郵送で提出しなければならない。<u>ただし、公告等により入札書等の持参が認められている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>3 入札参加者は、前項ただし書きの規定により入札書等を持参する場合は、次に定める方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するように入札書等を持参しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>封筒に入札書等を入れ、封かんの上、表面に「入札書」と明記し、「開札日、工事（業務）名、工事（業務）場所、入札者の住所・商号又は名称・</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）、工事に係る測量等業務及び道路・公園植栽管理等業務の入札を郵便による入札（以下「郵便入札」という。）により執行することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入札書等の郵送方法)</p> <p>第2条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に定める提出書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(1) 入札書</p> <p>(2) 工事（業務）費内訳書</p> <p>(3) <u>配置予定技術者工事成績調書及び低入札価格調査同意確認書（条件付一般競争入札（総合評価方式）に限る。）</u></p> <p>(4) 共同企業体の場合は、それに伴う提出書類</p> <p>(5) そのほか案件ごとに公告等に定める書類</p> <p>2 入札参加者は、次に定める方法により、あらかじめ指定する日に入札担当課に到達するように入札書等を郵送で提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

代表者名」を記載すること。

(2) 入札書等の日付は、開札日の日付を記載するものとする。

(3) 入札担当課へ持参した際、入札書等と受付票を職員へ直接手渡すこと

(開札等)

第3条 略

2 略

3 入札書等到達後においても開札時刻の30分前までは入札の参加を辞退することができる。~~この場合においては、入札者は入札辞退届を持参により提出するものとする。~~

4 開札は、内封筒又は持参した封筒（以下、「入札封筒」という。）が未開封であることを第5条に規定するすべての立会者が確認した後に行うものとする。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有していない者がした入札
- (2) 同一入札案件について同一人が複数の入札書等を提出した入札
- (3) 第2条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (4) 封をしていない入札封筒で行った入札
- (5) 提出書類がすべて同封されていない入札
- (6) 入札書等が指定する日以外の日に到達した入札
- (7) 入札封筒に記載の工事（業務）名又は差出人と同封された入札書等の工事（業務）名又は入札者が相違する入札
- (8) 入札封筒に第2条第2項第2号又は第2条第3項第1号に規定する所定の事項が記載されていない入札
- (9) その他「境港市建設工事等入札者心得」に反する入札及び入札執行者において無効と認めた入札

(開札等)

第3条 略

2 略

3 入札書等到達後においても開札時刻までは入札の参加を辞退することができる。この場合においては、入札者は入札辞退届を持参により提出するものとする。

4 開札は、内封筒が未開封であることを第5条に規定するすべての立会者が確認した後に行うものとする。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有していない者がした入札
- (2) 同一入札案件について同一人が複数の入札書等を提出した入札
- (3) 第2条に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (4) 封をしていない内封筒で行った入札
- (5) 提出書類がすべて同封されていない入札
- (6) 入札書等が指定する日以外の日に到達した入札
- (7) 内封筒に記載の工事（業務）名又は差出人と同封された入札書等の工事（業務）名又は入札者が相違する入札
- (8) 内封筒に第2条第2項第2号に規定する所定の事項が記載されていない入札
- (9) その他「境港市建設工事等入札者心得」に反する入札及び入札執行者において無効と認めた入札

第5条～第7条 略

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第5条～第7条 略